

# ハラスメント、出産・育児、介護に関するアンケート

大変お忙しい中ではありますが、ハラスメント、子育て、介護に関する実態を知り、みなさんの意見を要求としてまとめ、改善につなげていきたいと考えています。ご意見をお聞かせください。

ご回答いただいたら、静岡高教組組合員にお渡しください。FAX、郵送でもかまいません。

こちらのQRコードからでもより簡単に回答いただけます。8月中にお寄せいただくと助かります。



ハラスメント



出産・育児



介護

\* 全部に回答していただかなくても、答えられる部分や最後の意見だけでも構いません。

☆集計するための参考にします。記入にご協力ください。答えられない場合には無記入でもかまいません。

- ①校種 1 高校（全日制 定時制 通信制） 2 特別支援学校（知・肢・病・視・聴） 3 その他  
②職種 1. 教諭 2. 講師（任） 3. 講師（臨） 4. 養護教諭 5. 事務職員 6. その他  
③年代 1. 20代 2. 30代 3. 40代 5. 50代 6. 60代 7. その他  
④性別 1. 男 2. 女 3. その他

## <ハラスメントについての設問>

昨年9月に県教委の「ハラスメント防止等に関する指針」が改正され、様々なハラスメントについての説明がされています。アンケートの回答をもとに、ハラスメントのない職場づくりを要求します。

設問1 1年以内に職場でハラスメント（セクハラ【含むジェンダーによる差別】、パワハラ、マタハラ、モラハラ、SOGIハラ等）を受けたこと（管理職、同僚、生徒・保護者などから）がありますか？

1. 自分が受けた 2. ハラスメントかどうか分からないが嫌な思いをした。  
3. 自分以外の方がハラスメントを受けたのを見て嫌だと感じたことがある。 4. ない

設問2 「ある」「嫌な思いをした」と答えた人がお答えください。

(1) それはどのような状況でしたか？

[ ]

(2) そのことを誰かに相談しましたか？また、なにか対策を行いましたか？

[ ]

設問3 昨年9月に県教委の「ハラスメントの防止等に関する指針」が改正され、その内容を抜粋したリーフレット『ハラスメントがない風通しの良い職場づくりのために』が作成されました。リーフレットをご覧になりましたか？

1. 職場で配布された 2. 掲示版で見た 3. 不祥事根絶やコンプライアンス研修でみた  
4. 見たことはない、知らない

設問4 ハラスメントの関する苦情窓口以外部窓口として弁護士への相談窓口があることをしていますか？

1. 知っている 2. 知らなかった



♥外部窓口 西村好順弁護士（西村好順法律事務所）☎03-5722-2433 fax03-5772-2443

文書郵送先 〒107-0062 東京都港区青山4-16-3 南青山オークビル B1階

\* fax と郵便の場合は「静岡県教職員不祥事根絶窓口」への通報を明記

設問5 あなたはハラスメントが起きる原因はどこにあると考えますか？ 複数回答可

1. 人権意識の欠如
2. 家父長主義的風土
3. 職場環境の悪さ
4. 仕事の忙しさ
5. ハラスメントについての認識のなさ、研修不足
6. 人間関係の不和
7. 価値観の違い
8. コミュニケーション不足
9. ジェネレーションギャップ
10. その他（ ）

設問6 ハラスメントを防止するためにこんなことをしたらどうかなどの意見がありましたらお書きください。

[ ]



＜出産・育児についての設問＞

だれもが、安心して「子育て」と「仕事」を両立できる職場の実現に向けて一層の制度の充実と実効性のある制度への改善を要求していきたいと思えます。

設問7 あなたは職場で妊娠中の職員と仕事をすることがありますか？

1. はい
2. いいえ
3. わからない
4. 職場にはいたが直接関わりがなかった
5. 自分が妊娠していたことがある。

設問8 設問1で「はい」または「自分が妊娠していたことがある」と答えた方がお答えください。その時、妊娠中の職員に対して実技指導・介助業務軽減措置の講師・囑託員はつきましたか？

1. はい
2. 実技指導・介助業務軽減措置の対象でないためつかなかった
3. 探したが見つからずつかなかった
4. わからない

(1) 実技指導・介助業務軽減がについて良かった点をお書きください。

[ ]

(2) 実技指導・介助業務軽減の制度について、困った点、改善したい点をお書きください。

♥「実技指導軽減措置」「介助業務軽減措置」は、高等学校体育担当教員対象に始まった制度で、対象は広がりましたが、使い勝手の悪さが問題になっています。こうだったらもっと使いやすい制度になる等のご意見を記入してください。

[ ]

設問9 年度内に6か月以上の育休を取得する職員に、その職員が勤務していても4月から産休に入る間も講師が付き、また、育休開けで職員が復職しても育休代替講師をしていた人がそのまま3月まで勤務できるようになりましたが、職場で実施されていますか？

1. 職場で実施されている。
2. 職場で実施されているかわからない。
3. 周りに対象の職員がいるが代替講師が付いていない。



設問10 男性の育児に関する休暇・休業取得について男女問わずお答えください。

(1) 現在、あなたは育児（お孫さんも含む）をされていますか？

1. はい
2. 時々頼まれてすることがある
3. いいえ

(2) (1) で「はい」「時々頼まれてすることがある」と答えた方がお答えください。

①育児の全体を 100 としてあなたが分担している割合は？ ( ) %ぐらい)

②育児に関する制度（育児参加休暇、育児休業、育児短時間勤務など）を利用しましたか？

1. 利用しているまたは利用した

(利用した制度 )

2. 利用したかったができなかった (理由 )

3. 利用しなかった



(3) 男性の方お答えください。自分は育児のための休暇・休業をとろうと思いませんか？

または思いましたか？

1. はい 2. いいえ 3. とろうと思ったが取れなかった 4. 実際に育児休業をとった

(理由 )



(4) 女性の方お答えください。パートナーの方に育児のための休暇・休業を取ってほしいと思いませんか？または思いましたか？

1. はい 2. いいえ 3. とろうと思ったが取れなかった 4. 実際に休暇・休業をとった

(理由 )



(5) どのようにしたら男性の育児休業や育児に関わる権利の取得に繋がると思いませんか？または取りやすいですか？

♥県は令和6年までに男性の育児休業取得率13%の数値目標を掲げていますが、取得を促す具体案を示していません。育児参加休暇（妻の産前産後8週間に5日以内）の取得すら少ない状況です。昨年度の県の交渉では『育児プランシート』を男性職員にも作成し、確実に配布することで育児への参加を促すことを提案しました。

設問 11 妊娠・出産・育児等と仕事との関わりで、困難を感じていること、改善したいこと等、なんでも自由に書いてください。(例：デリケートな不妊治療等配慮してほしい等) 妊娠経験のない方や男性もこんな制度があれば良い、こんなことに戸惑う等々、何でも寄せてください。



### <介護についての設問>

だれもが、安心して「介護」と「仕事」を両立できる職場の実現に向けて一層の制度の充実と実効性のある制度への改善を要求していきたいと思います。

設問 12 現在、あなたが介護をしている方、または将来あなたの介護が必要になる方がいますか？

2. 現在介護をしている → 設問 13へ 2. 将来介護が必要になる人がいる → 設問 14へ

3. わからない → 設問 14へ 4. いない → 設問 14へ

設問 13 設問 12 で「現在介護をしている」と答えた方がお答えください。

①介護している期間はどのくらいですか。

1. 半年未満 2. 半年～1年 3. 1年～3年

4. 3年～10年 5. 10年以上 6. その他 ( )

②あなた以外にその方の介護をしている人はいますか。

1. いる (続柄 ) 2. いない



③介護に関する制度を利用していますか？またはしていたものがありますか？ 複数回答可

1. 短期介護休暇（特休）
2. 介護休暇制度
3. 介護時間制度
4. 深夜勤務および時間外勤務の制限・免除
5. その他（ ）
6. 利用していない

♥介護に関する休暇等の制度は以下のものがあります。詳しくは教委版休暇制度 DB をご覧ください。

短期介護休暇制度…特別休暇の1つです。1年に5日まで取得できます。配偶者、父母や祖父母等が疾病や要介護状態また入浴等の日常生活行為に介護が必要な時に取得可能です。

介護休暇制度…介護を必要とする場合に3回まで6カ月を超えない範囲で日または時間単位で取得できます。要介護者の要件は短期介護休暇制度と同じですが、給与は取得分減額されます。

介護時間制度…勤務時間の始めと終わりに30分単位2時間以内、期間は3年以内で取得できます。要介護者の要件は短期介護休暇制度と同じで給与は取得分減額されます。

深夜勤務および時間外勤務の制限・免除…介護が必要な期間は制限・免除されます。

④介護のために仕事を辞めることを考えましたか。

1. 考えた
2. 考えなかった

(理由

)

⑤あなたが働いている間、介護を必要とされている方はどうされていますか。

1. 一人で家にいる
2. 家族と家にいる
3. デイサービス等を利用している (利用時間 )
4. 訪問看護やヘルパーさんを利用している。(利用時間 )
5. その他 ( )

⑥介護をしていて困っていることやこんな助けがあるとよいと思う点をお書きください。

♥昨年度の県との交渉では、「要介護状態が2週間以上続いているという条件を外し、突然の介護にも対応できるようにすること」、「介護休暇中の所得補償の改善」、「15分の朝夕の時差勤務」を要求してきました。また、広島県では全国初の介護短時間勤務制度が導入され、要介護者の介護状況が解消されるまで育児短時間勤務と同様の勤務時間の形態で短時間勤務が可能になっています。しかし、制度はできても「代替者の配置が保証されない」「引継ぎ時間は保証されない」などの課題は残っています。

設問 14 自分が介護をすることになった時に不安に思うことはありますか。複数回答可

1. 自分が仕事を続けられるかどうか。
2. 自分の健康
3. 金銭面
4. その他 ( )

< \*最後の質問です\* >

設問 15 ハラスメント、出産・育児、介護に関する事でも、それ以外でも、あなたが思っていることや職場や家庭の実態、困難・改善したいこと等、なんでも自由に書いてください。

～こんな制度があれば良い、こんなことに戸惑う等々是非記入してください～

お忙しい中ご協力いただきありがとうございました！集計結果は後日お伝えします。

問い合わせ、送り先 静岡県高等学校障害児学校教職員組合

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 静岡県教育会館 2階

TEL 054 - 254-6900 Fax 054 - 254-0814 メール info@s-koukyouso.jp

ありがとう  
ございました

